

津南町育英資金貸与申請書記入要領

町育英資金の貸与を希望する方は、下記1～5までの文書を持参し申込んでください。

提出先 津南町教育委員会（津南町役場2階 電話765-3118）

受付期間 令和3年2月1日（月）～3月5日（金）

※期間以降に申請する場合は教育委員会へご相談ください

記

1 町育英資金貸与願書

記入漏れや押印漏れがあると無効になりますので、漏れ落ちが無いよう正確に記入し押印してください。本人・保護者の押印は同一の認印でも構いません。年収（税込み）欄には、現在及び今後の状況での見込み額を記入ください。また、同居家族に年金等を受給されている方がいる場合には必ず年金の年額を記入してください。

2 在学証明書（用紙は学校）

申請時は合格通知書等で代用してください。貸与（育英生）認定された場合には令和3年4月1日以降（進学校）の在学証明書をあらためて提出してください。なお、最終学年まで毎年度必要となります。貸与を継続する場合、毎年4月末までにその年度の在学証明書を町教育委員会へ提出してください。提出されない場合は貸与を停止することがあります。

3 町育英生推薦書

令和2年度在学した学校長の推薦書です。学校長に記入依頼してください。

4 成績証明書（用紙は学校）

令和2年度に在学した学校の過去3年間分（途中学年から貸与申請する場合は在学中の学校）の証明書です。推薦書に添付するよう記載してあります。

5 所得証明書

同一世帯全員の所得証明書を町役場税務町民課で「育英資金申請に使用する」と告げて作成してもらってください。

参考：町育英資金の貸与、貸与期間、金額、返還などについて

- ① 貸与願書提出者の貸与可否を町育英資金審議会で審査し、町長が決定します。結果は願書提出者に通知されますが、貸与には借用手続きが必要になります。
- ② 貸与期間は、貸与認定された年度からその学校の最短修学年限までです。
- ③ 貸付額は、高校生月1万円、それ以外の大学・専門学校等は月3万円です。貸与の月は6月、8月、12月で、それぞれ4カ月分を口座振込します。
- ④ 返還は卒業年の1年据置後、貸与期間の2倍期間返済で、5月、7月、11月が返還月です。貸与期間終了後、返還計画等について提出していただきます。なお、一括返還、繰上返還等もできます。
- ⑤ その他は町教育委員会にご照会、ご相談ください。（025-765-3118）